# 政治資金監査の質の向上について(案)

- ~令和元年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について~
- ●個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人は9人、件数は12件
- ●対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用とリモート研修の受講を呼びかけ
- 1. 個別の指導・助言の実施(令和2年12月初旬までの集計分)
- (1) 個別の指導・助言の実施の内訳

		(参考)
	個別の指導・助言の対象	逸脱等のある政治資金監
個別の指導・助言の対象としたもの	とした登録政治資金監査	査報告書又は収支報告書
	人の人数	の件数
	(【】は平成30年分)	(【】は平成30年分)
ア 政治資金監査報告書に係るもの	1人 【 0人】	3件【 0件】
		(0.2%) [0%]
イ 収支報告書(支出に係る分に限る。) に係るもの	8人 【 5人】	9件【6件】(0.5%)【0.3%】
計	9人 [ 5人]	12件 【 6件】
純計	9人 [ 5人]	12件【6件】(0.6%)【0.3%】

- 注1 上記の内訳は、都道府県選挙管理委員会(以下「都道府県選管」という。)等よりなされた報告のうち、令和2年12月7日までに集計されたものを審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。
  - 2 【 】内の数値は、前回の平成30年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象 とした取組において令和元年12月2日までに都道府県選管等からなされた報告に基づく 数値である。
  - 3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。
  - 4 比率については、次の算式により算出している。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数

要旨が公表された国会議員関係政治団体の令和元年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、令和 2年12月7日までに集計された都道府県選管等に係るもの (1,979件) 【2,011件】

#### (2) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

#### (3) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、12 月以降、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監 査を実施するよう注意喚起する。

### (4) 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト 活用の呼びかけ

令和元年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対して は、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト の有効性を強調し、誤りの再発防止の徹底を呼びかける。

### (5) 個別の指導・助言の対象となった者へのリモート研修受講の呼びかけ

令和元分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、 令和2年12月1日(火)から実施しているリモート研修の参加を文書に より呼びかける。

また、本研修においては、本取組に係る積み重ねを活かし、これまでの取組で明らかになった誤りの事例を取りまとめ、重点的に解説するとともに、誤りの再発防止を強く注意喚起し、令和2年分の収支報告書に係る政治資金監査の質の向上を図る。

## 2. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、 委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して 周知を図ることとする。

- (1)登録政治資金監査人に対する周知 登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結 果等の周知文書の送付。
- (2) 関係士業団体に対する周知 会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

- (3) 都道府県選管に対する周知 個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。
- (4) フォローアップ研修における対応 これまでの取組で明らかになった誤りの事例等について、令和3年度 のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。